

公益財団法人砂原児童基金児童養護施設等助成金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人砂原児童基金定款第4条に基づき、児童養護施設等への助成事業についてその細則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「助成金」とは、当財団が当財団以外の者に対して交付するものをいう。

2 この要綱において「申請者」とは、助成事業を行う施設の代表者をいう。

3 この要綱において、「助成対象」とは、申請者が必要とする金品及び事業の経費をいう。

(助成金交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、下記要件すべてに適合するものとする。

(1) 香川県内の児童養護施設等に入所し生活する子ども達の様々な生活・学びの活動のために必要な金品及び事業の経費で相当と認められるもの。

(2) 興業その他専ら営利、宣伝を目的としないこと。

(3) 特定の政治又は宗教活動を目的としないこと。

(4) 明確な会計経理を実施、報告すること。

(募集及び応募手続き)

第4条 助成金は当財団ホームページを通じて募集する。助成金の交付を受けようとする申請者は、代表者名で応募することとする。

2 助成金の交付を受けようとする申請者は、助成金交付申請書（第2-1号様式）他募集要項に定められた必要書類を当財団事務局へ提出することとする。

(交付決定)

第5条 助成金の交付決定は、申請者のうちから当財団事務局の書類選考を経て、理事会の決議により決定する。

2 当財団事務局は第4条第2項により提出された助成金交付申請書等について審査（必要に応じて現地調査もしくはヒアリング）を行い、当該申請にかかる金品及び事業の目的と内容が助成金交付の対象として適正であるかどうか等を審議し、理事長に報告するものとする。

3 理事会は、前項の選考結果に基づき、助成対象者及び助成金額を決定する。

4 理事会で決定された事項に基づき、当財団事務局より申請者に決定事項と金額を

記載した助成金交付決定通知書（第2-2号様式）にて選考結果を通知する。

- 5 前項の規定により助成金交付決定通知書を受け取った申請者は、直ちに定められた誓約書（第2-3号様式）及び助成金交付請求書（第2-4号様式）等を当財団に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

- 第6条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に、文書をもって申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（助成事業の遂行）

- 第7条 申請者は、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件その他理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成金を使用しなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（決定内容の変更等）

- 第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成対象計画変更・中止(廃止)承認申請書（第2-5号様式）により、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、理事長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 助成対象に要する予算の変更をするとき。
 - (2) 助成対象の内容を変更するとき。
 - (3) 助成対象を中止又は廃止するとき。
- 2 申請者は、当該助成対象に対する購入支払等が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象の遂行が困難となった場合は速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第9条 申請者は、助成対象に対する支払い完了後1ヶ月以内に助成対象の支払完了等を記載した助成対象支払完了報告書（第2-6号様式）に理事長が定める書類を添えて報告しなければならない。

（交付決定の取消、中止、及び返還）

- 第10条 申請者が次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、

当財団は助成金の交付決定を取消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは理事長の処分に従わなかったとき。

(関係書類の整備)

第 11 条 申請者は、助成対象に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成対象への支払いが完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他の事項)

第 12 条 この要綱に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

- 1 この要綱は平成 28 年 3 月 11 日から施行する。